



令和元年 9 月 2 日

千葉県税理士会
会長 杉田 慶一様

千葉青年税理士連盟
会長 尾畠 晃範

令和 3 年度税制改正要望意見書の提出について

千葉青年税理士連盟は千葉県税理士会の会員を中心に組織する団体であり、現在約 80 名の税理士及び税理士試験合格者により構成されております。千葉県税理士会会員宛に提出依頼のありました標記の件につきまして、当連盟におきましても会員から意見を募集し、議論をいたしましたのでここに提出させていただきます。令和 3 年度の税制改正に関する意見書に反映していただけますよう宜しくお願い申し上げます。

I. 基本的な考え方

1. 納税者権利憲章の制定をすること

我が国には、国税通則法、国税徴収法等の手続法や個別税法において様々な租税手続きに関する法律がある。しかし、これらは一般的に「納税者の義務」を定めており、「納税者の権利」を保障するものではない。OECD 加盟国を始め多くの国は納税者権利憲章に類するものを整備しており、これらを整備していないのは先進国では日本だけである。

我が国の租税制度は申告納税制度を基調としたものであり、租税債権は納税者の申告によって第一次的に確定し、第二次的に税務調査に基づく行政処分によって確定する。申告納税制度は納税者の協力を前提にして成り立つものであり、そこには納税者の信頼が得られる租税制度であることが重要である。国民主権の国家として納税者を尊び権利を守るために、「納税者の権利」を保障する内容の法整備が急務であると考える。

2. 課税の公平について

税の持つ目的の一つに所得の再配分という機能がある。これを実現するためには応能負担とした税体系が必要である。税制に求められるのは、国民の経済的格差是正を念頭に置いた負担能力に応じた公平な課税である。担税力が大きい者にはより多くの負担を求める垂直的公平、及び担税力が同様である者については同じ税負担を課す水平的公平が要請される。

担税力の測定基準として①所得、②資産、③消費が挙げられる。担税力が比較的乏しく逆進性をはらむ消費課税を基幹税とするべきではなく、応能負担原則を基本とした担税力に優れる所得課税を中心とし、資産課税と消費課税を適切に組み合わせる租税体系の構築が、課税の公平につながると考える。

3. 税制の中立性

税制は、納税者の経済活動を歪めることのないように中立性に配慮しなければならぬので、経済

社会の構造変化に応じるべく常に時代に適合するように、見直しを継続しなければならない。

4. 簡素な税制

社会経済環境が複雑化するとともに租税制度も複雑化しているが、申告納税制度の下では、納税者が理解できる簡素な租税制度が望ましい。また、その目的や内容についても納得できるものであり、納税者の事務負担についても必要最小限になるように配慮されるべきである。

II. 各税目別意見、要望等について

1. 国税共通関係

(1) 一括償却資産の損金算入制度及び中小企業等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度を廃止するとともに、少額減価償却資産の取得価額及び繰延資産の一時損金算入限度額を30万円未満に引き上げる。

◇理由◇

制度の簡素化を図るとともに設備投資の促進に寄与すべきである。

(2) 同族会社等の行為計算否認規定について（所得税・法人税・相続税）

同族会社等の行為計算否認規定における「これを容認した場合には、税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの」の意義を法令上明らかにし、課税要件を明確化すること。

◇理由◇

同族会社等の行為計算否認規定の条文においては「これを容認した場合には、税の負担を不当に減少させる結果となる」と表現されているが、これはあまりにも抽象的で包括的である。租税法律主義に基づき具体的な否認要件を列挙するなどの方法で明確に規定し、誰もが理解できるように規定すべきである。

(3) 社会保険診療報酬の所得計算の特例措置について（所得税・法人税）

社会保険診療報酬の所得計算の特例措置を廃止すること。

◇理由◇

所得税、法人税において所得計算は、記帳に基づく収支計算によることとされているが、例外として唯一この特例措置が残されている。この特例の趣旨は、国民皆保険制度の定着を支援するものであった。昨今、既にその目的は達成されているので、課税の公平の見地から特例措置は即刻廃止すべきである。

2. 所得税関係

(1) 復興特別所得税の徵税期間の見直しについて

復興特別所得税の徵税期間を短縮すること。

◇理由◇

復興特別所得税については、その復興に対する財源という意義として異論はないものの、25年間という期間について見直すべきである。確かに甚大な被害を東日本にもたらした災害であるが、その復興に25年はかかるはずであり、結局復興が終わった後も後世に渡り国民はこの

税を負担することになる。要するに目的税であるはずの特別税の目的が終了した後も徴税する形となり、歳入歳出のバランスが崩れる。

(2) 所得控除について

特別人の控除については、①それを必要としていない者にも恩恵が及ぶことがある、②その適用対象者が納税者の一部に限られる、③控除金額が必ずしも大きくないため税負担の軽減が十分ではない場合もある、④制度が複雑化している、等の問題があると考える。基礎控除や扶養控除などの人的控除の引上げと同時に、これらの諸控除を合理的に整理すべき時期に来ているのではないだろうか。

① 高所得者の基礎控除額、配偶者控除額及び配偶者特別控除額の遞減・消失制度を廃止して、全ての納税者に、同一の課税最低限を規律する基礎的な人的控除を適用する。尚、異なる所得者間における課税の公平（垂直的公平）を実現するために、所得税の超過累進税率の初段階（課税最低限相当額）をゼロ税率とする。また、基礎控除額については、令和2年から引上げられるが、憲法第25条が定める生存権を保障する程度に更なる増額を要望する。配偶者控除額、扶養控除額についても同様に増額する。

◇理由◇

基礎的な人的控除（基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除及び扶養控除）は、憲法第25条が定める生存権の保障を目的としており、健康で文化的な最低限の生活を維持するため侵害してはならない課税最低限を構成するものである。課税最低限は、公平性の観点から、所得の多寡によって異なるものであってはならず、高所得者であっても同様に課税最低限を規律する基礎的な人的控除の適用を受けるべきである。

また、所得控除は超過累進税率の下で高所得者に有利になっており所得再配分機能が低下する。その対応策として高所得者については遞減・消失制度を設けたが、現行法の枠組みで微調整を繰り返すだけでは、税制が複雑になる一方である。

② 寡婦及び寡夫控除の取り扱いを統一すること

◇理由◇

男女平等の観点から、寡婦控除及び寡夫控除の適用要件と控除額に差をつけるべきではない。また、この制度の対象外である未婚の一人親など様々な経済的苦境にあえぐ者については、所得税においても手当が必要である。

③ 年少扶養控除を復活すべきである。

◇理由◇

子ども手当の創設とともに財源として廃止となった年少扶養控除であるが、当該手当も廃止となり、規模が縮小して児童手当に戻った。よって同様に年少扶養控除も復活させ、子育て世代の負担の軽減を要望する。

(3) 給与所得課税の適正化を図る。

◇理由◇

給与所得控除は、伝統的に、「概算経費控除」、「担税力の相対的低さの調整」、「把握率の高さの調整」、及び「源泉徴収税額に対する利息相当分の調整」といった要素を有するとされている。雇用的自営業者の増加など近年の働き方の多様化を考慮しつつ、給与所得控除額及び特定支出控除額についてその構成を明らかにし、控除としての性質及び金額が妥当であるかの再検討

を行うべきである。

(4) 業務用不動産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例規定の創設を要望する。

◇理由◇

法人において不動産の譲渡損失は、他の利益と通算され繰越控除が認められる。また、所有期間5年超など一定の居住用不動産の譲渡損失については、損益通算及び繰越控除が認められる。課税上の公平性から業務用不動産の譲渡損失についても、法人や居住用不動産と同じ取り扱いとすることが望ましい。

また、担税力の観点からも、業務用不動産の譲渡損失が生じた場合には、他の所得から控除(損益通算)することができ、さらに損益通算を行っても控除しきれなかった譲渡損失は、譲渡の年の翌年以後3年以内に繰越して控除することができるることとする。ただし一定期間の業務継続を要件とする。

(5) 雜損控除について

雑損控除の適用範囲に「詐欺」を加える。

◇理由◇

振り込め詐欺が社会問題化して久しいが、その手口は年々巧妙化し、被害は減少する気配がなく、誰でも被害者になる可能性がある。よって詐欺による被害についても「盜難、横領」と同様に扱うことが公平な課税に資する。尚、詐欺被害による損失については、警察への被害届の受理等被害の立証を要件とし、振込詐欺救済法により被害回復分配金の支払を受けた場合には、損失の計算において当該金額を控除する。

所得税法第72条の趣旨は、災害等による損失が発生した場合に、租税負担の公平の観点から、損失により減少した担税力に即応する形で課税を行うことである。その損失については、納税者の意思に基づかないことが客観的に明らかなることとするが、そもそも詐欺による意思表示は、その意思形成過程に瑕疵があるため、所得税法第72条の趣旨に内包されていると考えられる。

(6) 災害損失控除の創設

災害損失に係る所得控除を所得税法第72条の雑損控除から独立させ、新たに災害損失控除を創設する。所得控除の順序は災害損失控除を最後とし、控除しきれない場合の繰越控除期間を10年以上とする。また、前年分への遡及適用による税額還付を認めることがある。

◇理由◇

近年甚大なる自然災害が頻発しているが、今後、どの地域でも自然災害が起こりうる。災害による損失は、盜難や横領による損失と性質が異なり、損失の額が大きい。また激甚災害の場合は、被災地域の経済基盤が回復するまでに相当期間を要する。これらの事を勘案して、災害損失に係る所得控除を所得税法第72条の雑損控除から独立させ、災害損失控除の創設を要望する。法の建付けは、総所得金額等から災害の有無にかかわらず適用される所得控除を先に適用し、最後に災害損失控除を適用する。控除しきれない繰越控除期間は、災害損失控除が切捨てられ、復旧等に支障をきたすことがないように10年以上を目安とする。また、損失の繰戻しによる所得税の還付請求を認めることがある。

(7) 有価証券の譲渡益について

有価証券の譲渡益について、大口株主及び多額な譲渡益部分に適用する税率を引き上げる事。

◇理由◇

納税者の所得税負担率は、合計所得金額1億円をピークに所得金額が増加するほど減少している。この現象の要因は、有価証券の譲渡益に対する比例税率が低いからである。これは高額所得者にとって有利な課税方法であり応能負担原則に反している。昨今、日本は格差の広がりが問題となっているが、この現象も格差社会の一因となるのではないだろうか。よって所得再配分機能を回復させるため有価証券の譲渡益について、大口株主及び多額な譲渡益部分に適用する税率を引上げることを要望する。

(8) 所得税法第56条(事業から対価を受ける親族がある場合の必要経費の特例)及び第57条(事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例等)の廃止を要望する。

◇理由◇

所得税法第56条は、生計一親族間の対価の支払いはないものとみなす規定であり、家族間で生じる租税回避行為を阻止する目的で制定された。制定当時は、家族ぐるみの協力と家の財産を共同管理する個人事業者が社会構成上多く存在し、家族制度の名残をとどめていた。しかし、現代社会では、近代的個人主義が浸透しており、制定当時とは社会構造が大きく変化している。生計一の夫婦がそれぞれ独立した事業者で、夫婦間での対価の支払いがある場合や、家族への労働提供の対価の支払い等は、適正な会計帳簿管理の下、所得税法第37条1項で定める必要経費の要件で足りる。尚、親族間における適正対価の算定の指標として、課税庁が保有する支払調書を基とするデータ公開を提案する。

(9) 開業年の青色申告承認申請書の提出期限を申告期限とすること。

◇理由◇

開業時において税制上の規定や各種届出の期限を熟知することは難しいので、開業年における青色申告承認申請書の提出期限を申告期限までとすることを要望する。

3. 法人税関係

日本は、企業の国際競争力を維持する観点から諸外国との水準に合わせるべく法人税率を引下げてきた。その一方で、税収確保のため課税ベースの拡大が行われてきた。保守的な会計処理の抑制、債務確定主義の徹底、経費概念の厳格化により各種引当金等の改廢が行われたのがその表れである。そのことにより企業会計と法人税制の乖離が大きくなつた。そもそも適切な課税ベースを設定した後に諸外国との比較のうえで税率を決定するのが本来のあるべき姿ではないか。

法人税制は、「公平」の観点からは、業種、業態において課税ベースが異なることは適当ではなく、「中立」の観点からは、企業規模にかかわらず同一の課税ベースであるべきであり、「簡素」の観点からは、企業会計と税制の乖離は是正すべきである。なぜならば、企業利益と法人税課税所得との乖離が著しいと、利益の額に応じて適正に税の負担がされているのかどうかの判別が困難になり、企業の透明性が阻害される。また、その乖離が著しいと、公正処理基準の関係において詳細かつ膨大な税法を定めることになり「簡素」に逆行してしまうからである。

付け加えて、企業規模により異なる課税ベースを設けることは、中小法人が大法人に移行する場合において税務処理の継続性が維持できない等の問題がある。

以上を踏まえて、各項目について次の通り要望する。

(1) 貸倒引当金について

貸倒引当金の損金算入制度の適用対象法人の見直しを要望する。

◇理由◇

貸倒引当金の損金算入は、銀行、保険会社及び中小法人等に制限されている。しかし、貸倒引当金は、業種、企業規模にかかわらず発生する偶発債務である。よって公平性の観点及び中立性の観点から、すべての法人を貸倒引当金の損金算入制度の適用対象法人とするべきである。

また、個別評価金額債権における形式基準の貸倒引当金繰入限度額については、実態に即した繰入率として見直しを要望する。

(2) 賞与引当金・退職給付引当金について

賞与引当金・退職給付引当金の繰入れについて損金算入を認めること。

◇理由◇

労働協約が締結されている場合や就業規則、退職金規定が定められている場合に、その事業年度において認識される将来の退職金負担の増加額は、その支出の蓋然性が高く従業員に対する確定債務の要素を有している。また、賞与引当金においてもその事業年度の就業の事実に対応する部分については、同様にその負債性が認められる。これらの引当金の繰入れによる期間損益計算は、会社計算規則や中小法人の会計に関する諸規定で求められている。法人税法は一般に公正妥当と認められる会計処理基準に従って計算することを原則とする。つまり税法上もこれらの引当金の損金算入を認めるべきである。

(3) 交際費の損金不算入制度を廃止すること。

◇理由◇

慶弔費や正常な接待等、健全な取引についてまで課税することは、公正妥当な会計処理の基準に従って所得計算をする法人税の原則に反し、経済活動の活発化に制限をかけ、企業の成長を妨げる結果となっている。よって交際費の意義規定はそのまま残した上で、接待、供應、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出する内容とその相手先を帳簿に記載することを要件として、これらの支出については全額損金算入とすべきである。

(4) 青色欠損金の繰越控除について

青色欠損金の繰越控除の期限を撤廃すること、及び企業規模の大小を問わず控除割合を100%とすること。

◇理由◇

ゴーイングコンサーンの観点から法人の担税力は長期的な視点で測るべきで、その事業年度に生じた欠損金は全て他の事業年度の利益と通算することが適当である。よって企業活動の継続性と業績回復、及び企業の長期的発展のため繰越欠損金額に範囲を設けるべきではない。

また、中立性の観点から青色欠損金の繰越控除については、企業規模の大小を問わず同じ取り扱いとするべきである。

(5) 寄付金の損金算入限度額の計算について

寄付金の損金算入限度額の計算を簡素にすべきである。

◇理由◇

現行の損金算入限度額は、期末資本金額と、その事業年度の所得金額を基礎として計算されているが、資本金額と所得金額を基礎とすることに合理性はない。寄付金の支出額を基礎として計算することにより、理解し易い規定となり計算が簡素化される。

4. 相続税・贈与税関係

(1) 相続税の課税方式の見直しは慎重に行うこと。

相続税の課税方式の変更については、十分な議論と検討を重ねた上で行うべきである。

◇理由◇

現行の法定相続分課税方式による遺産取得課税の問題点は、①同額の財産を取得した場合でも課税遺産総額や法定相続人の構成等によって負担する相続税額に差異が生じ、個人的担税力に対応する課税になっていない、②相続税の課税価額について誤りや漏れがあった場合には、相続人全員が延滞税や加算税等の課税を受けることになる、③法定相続分課税制度が、共同相続人の納税義務について連帯納付の責任を負う制度を支えている、等がある。長所としては、分割困難等による単独相続の場合に過重な相続税負担とならないこと等がある。

これらを踏まえ、相続税の課税方式を遺産取得課税方式にシフトする議論が行われているが、現行制度を含めた課税方式に関する議論を慎重に積み重ね、その内容を国民に周知徹底し、国民の声を聞いた上で慎重な改正を行うよう要望する。

(2) 相続時精算課税制度の見直し

- ① 相続時精算課税の適用を受けた財産の価額が災害等により下落した場合には、相続税の課税価額の計算において、その価額の下落を反映させること。
- ② 相続時精算課税制度により受贈した宅地等についても、小規模宅地等の特例の適用を可能とすること。

◇理由◇

相続人の高齢化、少子化の進行、人口減少等の社会構造の変化の中で、老々相続が増えている。相続時精算課税制度は、高齢者からの資産移転時期の選択における中立性の観点からみると有意義な制度と思われる。しかし、あまり積極的に使われている制度ではないので、上記による見直しによって利用しやすい制度となる。

(3) 教育資金の一括贈与非課税制度及び結婚・子育て資金の一括贈与非課税制度については適用期限が令和3年3月31日まで延長されたが当該期限をもって終了することを要望する。

◇理由◇

教育資金の一括贈与非課税制度及び結婚・子育て資金の一括贈与非課税制度については、所得制限その他の要件を厳しくして適用期限が延長された。しかし、元々相続税法第21条の3（贈与税の非課税財産）第1項第2号において「扶養義務者相互間において生活費又は教育費に充てるためとした贈与により取得した財産のうち通常必要と認められるもの」は非課税と規定されている。一般家庭において当該目的で都度贈与する場合は、相続税法第21条の3第1項第2号の適用で十分である。これらの措置法は、贈与税が空洞化し、相続税の補完税としての機能を弱め、資産格差の固定化につながることから適用期限をもって終了することを要望する。

5. 消費税関係

現在、消費税は、日本の基幹税である。しかし、逆進性の強い消費税に依存せず、直接税を重視した税制を目指すべきである。

現在の消費税中心の税体系では経済的格差はさらに進むことが予想される。課税の公平の実現のためには担税力に応じた負担を求めることが必要である。

消費税は、①低所得者ほど負担率が高くなり逆進性がある、②価格決定力の弱い中小企業が価格に転嫁できない場合が多い、③仕入税額控除制度等徴税技術が洗練されておらず、益税、輸出業者の大規模還付が多々生じている、等の多くの問題をはらんでいる。よって消費税を基幹税とすることには公平性の点からも疑問であり、消費税に依存せず直接税を重視した税制にシフトすべきである。

財源確保のために安易な消費税率アップに頼るべきではなく、経済を活性化させることによる所得課税を重視して、税制のは正、歳入歳出の見直し等を優先して行っていくべきである。

(1) 複数税率の廃止

軽減税率（複数税率）制度の廃止を要望する。

◇理由◇

軽減税率制度の対象となる取引として飲食料品と定期購読の新聞が挙げられている。しかし、水道、電気、ガスなど生活に不可欠な支出が軽減税率制度の対象となっていない。また、飲食料品における外食の定義に見られるように、その判断について事業者の現場での混乱が予想される。これらを鑑みこの制度には多くの問題がある。さらに、軽減税率制度の導入により事業者の事務負担が増加し、逆進性対策としては非常に効率が悪く財政が毀損される。低所得者への逆進性対策としては、一定額の簡素な給付措置等を行うべきである。

(2) インボイス制度（適格請求書等保存方式）の導入について

令和5年10月に予定されるインボイス制度（適格請求書等保存方式）の導入に反対する。

◇理由◇

軽減税率（複数税率）制度の導入にあたりインボイス制度（適格請求書等保存方式）が採用されるが、免税事業者は適格請求書の交付ができず取引対象から除外されることや、不当な値下げにより経営が圧迫される等、不公平が生じることが予想される。

また、インボイス制度の導入により発行者側及び購入者側双方の事業者に多大な負担を生じさせることになる。よってインボイス制度導入には強く反対する。

(3) 非課税取引の範囲の縮小

非課税取引の範囲から「社会政策的な配慮に基づくもの」を除外することを要望する。

◇理由◇

非課税取引については、非課税資産の譲渡等に要する仕入税額控除が認められない。これは非課税取引となる資産の譲渡等をする者が、最終消費者ではないにもかかわらず、実質的に仕入れに係る消費税額を負担していることになる。税率が引き上げられることにより、この負担はさらに大きくなる。

消費税は、収受した消費税相当額と支出した消費税相当額の差額を納付又は還付するのが原則である。非課税取引の範囲が大きければ大きいほど課税ベースが狭められ、税の構造が歪められる。よって非課税取引の範囲から「社会政策的な配慮に基づくもの」を除外することを要望する。

(4) 基準期間制度の廃止と、小規模事業者の選択による申告不要制度の創設を要望する。

◇理由◇

現行の基準期間制度では、その課税期間の課税売上高の多寡にかかわらず納税義務の免除の判定がされていて、不合理な現象も見受けられる。そして、租税回避行為とそれを封じ込める数次の税制改正により納税義務の免除の判定は、複雑で難解なものになってしまった。

また、周知・理解不足から、免税事業者が多額の設備投資を行う場合に、適用課税期間の前課税期間の末日までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出していなく、消費税の還付が受けられない事例が多く見受けられる。この様に、現行の小規模事業者に係る納税義務の免除制度には多くの問題を抱えている。

よって、小規模事業者に係る納税義務の免除規定を廃止し、全ての事業者を課税事業者としたうえで、当年又は当事業年度の課税売上高が一定額以下の場合は、選択による申告不要制度を創設することを要望する。

簡易課税制度についても基準期間における課税売上高ではなく、当年又は当事業年度の課税売上高が一定額以下の場合には、確定申告時に選択することができるよう法改正を要望する。

(5) 消費税の各種届出書及び承認申請書の提出時期について

消費税の各種届出書及び承認申請書の提出時期は、その適用を受けようとする課税期間の確定申告書の提出期限までとすること。

◇理由◇

確定申告書と併せて提出することが、納税者にとってわかりやすく、課税の公平に伴う。

(6) 消費税の申告期限の延長について

法人税において申告期限の延長が認められた場合には、消費税においても、届け出不要で申告期限の延長を認めることを要望する。

◇理由◇

確定した決算に基づく法人税の申告調整が行われなければ、消費税は確定しないため。

(7) 課税仕入れ等に係る消費税額の計算方法について

課税仕入れ等に係る消費税額の計算において、一括比例配分方式又は個別対応方式をその課税期間ごとの確定申告書時に選択できることとする。

◇理由◇

課税仕入れ等に係る消費税額の計算において、一括比例配分方式は2年間の継続適用を要するが、一括比例配分方式と個別対応方式が認めていられるのであれば、その課税期間ごとに二つの方式のいずれかを選択出来るようにすべきである。事務の煩雑さ等からやむを得ず当初は一括比例配分方式を選択した事業者が、翌課税期間に個別対応方式による仕入税額控除を選択できず税負担が過大になってしまう不合理な場合もあるので、一括比例配分方式の2年間継続適用の規定は廃止すべきである。

(8) 仕入税額控除の帳簿等記載要件について

仕入税額控除については、請求書等の保存を要件として、重複事項となる帳簿の記載要件を緩和することを要望する。

◇理由◇

法の求める課税仕入れ等に係る事実は、仕入れ先等から提供される納品書・請求書等に既に記載されている。同じ事実を帳簿に記載させることは、事務処理の増加を招くばかりで何の意味もない。そもそも課税仕入れ等があったことの事実は、帳簿への記載がないことをもって疑われるものではない。

6. 印紙税関係

印紙税は廃止すべきである。

◇理由◇

近年、契約書の内容、交わし方が多種多様になり、一般の納税者にとって課税・不課税の判断が困難なものになっている。また、契約の効力は印紙の貼付状況によって変わるものではない。

加えて、近年電子媒体を利用した商取引の増加や、ペーパーレス化により課税文書として印紙税を課す根拠が不明確になってきている。電子化が進む大企業と、費用の点から電子化が進んでいない中小零細企業との間で印紙税の負担に不公平が生じている。

7. 地方税関係

(1) 個人住民税の所得控除の種類及び金額について

個人住民税の所得控除の種類、金額及び要件を所得税と同一とすること。

◇理由◇

両税の課税所得金額を同額とすることにより、納税者の課税所得に対する理解を得やすくするため。

(2) 法人事業税及び法人住民税について欠損金の繰戻還付を認めること。

◇理由◇

法人税の欠損金の繰戻しによる還付制度は、平成21年より中小企業者等については適用できることとなった。これに伴い、法人事業税及び法人住民税においても同様の制度が必要である。

(3) 債却資産に係る固定資産税についての見直しを要望する。

◇理由◇

債却資産に係る固定資産税制度は、①設備投資型産業に税負担が偏り公平ではない、②事業者の設備投資意欲の阻害要因となっている、③台帳整理が賦課期日と決算日の年2回必要となり事業者に過度の事務負担がかかっている、④債却資産税の課税客体となる固定資産が法人税及び所得税における固定資産の範囲と異なるため事務処理が非常に煩雑である、等多くの問題をはらんでいる。よってこの制度は廃止すべきである。

廃止した場合の地方公共団体の代替財源が見つかるまでは、これらの諸問題を解決すべく、免税点の引き上げ及び国税の課税標準の計算と整合性を図ることを要望する。

(4) 家屋の固定資産税評価額の方法について見直しをするべきである。

◇理由◇

家屋の固定資産税評価額については、再建築価格方式が採用されている。これは、評価時点において評価対象家屋と同一のものを新築した場合に必要とされる建築費（総務大臣の定める再建築費評点基準表により算出）を求め、建築後の経過年数に応じた減価を考慮して評価額を算出する方法である。3年に一度の家屋の評価替えにおいて、建築物価の変動を考慮した再建築費評点補正率の上昇割合が大きい場合に、経過年数に応じる減価を反映した家屋の評価額が下がらないことがある。この問題を解決すべく建築物価が上昇した場合でも、経過年数に応じて減耗した家屋の評価額を一定割合減少させる仕組みを導入するべきである。

8. 国税通則法関係

(1) 納税義務者に対する調査の事前通知は例外なく行うこととすること。

◇理由◇

国税通則法第74条の9において、納税義務者に対する調査の事前通知は原則とされている。国税通則法第74条の10では、事前通知を要しない場合が規定されている。しかし、国税通則法第74条の8において、「質問検査権は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。」と規定されているように任意調査は、法令違反の取締を目的としているものではない。

任意調査は、納税者の協力のもと申告が正しいものであるかの確認をするものであり、犯則事件に係る強制調査とは異なるものである。よって、納税義務者に対する調査の事前通知は例外なく行うべきである。

(2) 納税義務者に対する調査の事前通知は、書面若しくはメール等の電磁的方法により行うこと。

◇理由◇

納税義務者に対する調査の事前通知について、通知方法は規定されておらず、電話による口頭で通知されているのが現状である。しかし、通知事項の分量や内容によっては、正確に通知内容を記録するのが困難な場合もあり負担が大きい。よって、納税者又は税務代理人と課税当局が合意した場合には、事前通知を書面若しくはメール等の電磁的方法により行うことを要望する。

(3) 国税通則法第74条の9の通知事項に「調査を行う理由」を追加すること。

◇理由◇

納税者は、調査の目的だけではなく、なぜ税務調査を行うのか具体的な理由を知る権利を有するため。

(4) 反面調査の原則禁止を明文化すること

◇理由◇

反面調査が行われたことにより、取引先に手間や時間をとらせるだけでなく、疑惑を抱かせて信用に傷がつき、取引の縮小や打切りがされることもありうる。この様に納税者や半面先の権利を不当に侵害する危険性をはらむ反面調査については原則禁止とすべきであり、その旨を国税通則法において規定すべきである。やむを得ない事由がある場合には、納税者の事前同意を得て、納税者の協力あるいは立会いのもとで行うこととし、その手続き及び事由の限定列挙を国税通則法において定めることを要望する。

(5) 帳簿その他の物件の提出及び提出物件の留置きの規定を削除すること

◇理由◇

国税通則法第74条の2において、国税庁等の職員は、帳簿書類その他の物件の提出を求めることができるとし、国税通則法第74条の7において、国税庁等の職員は、提出物件の留置きができるとされているが、納税者の同意や協力のもとを行うことが法定化されていない。

国税通則法第128条では、納税者がこれらに協力しない場合の罰則規定が定められている。これは、課税権力の強化であり、納税者の権利擁護とは逆行している。よって、帳簿その他の物件の提出及び提出物件の留置きの規定を削除することを要望する。

(6) 調査終了の際に修正申告等の勧奨を行うことができることとする規定を削除すること

◇理由◇

国税通則法第74条の11第3項では、調査の結果、更正決定等をすべきと認める場合において、国税庁等の職員は、納税義務者に対し修正申告等を勧奨することができるとされる。この場合には、不服申立てをすることはできない旨を説明しなければならないと規定される。しかし、申告納税制度の下では、修正申告をするか、更正決定等の手続きを選ぶかは、納税者が自主的に判断するものである。国税庁等の職員は、その判断に資する情報を提供することにとどめ、修正申告等を勧奨することができるとする規定はあってはならない。

(7) 犯則事件の調査及び処分の規定は国税通則法とは別の法律とすること。

◇理由◇

国税通則法第1条において、「この法律は、国税についての基本的な事項及び共通的な事項を定め、税法の体系的な構成を整備し、かつ、国税に関する法律関係を明確にするとともに、税務行政の公正な運営を図り、もつて国民の納税義務の適正かつ円滑な履行に資することを目的とする。」と規定される。

犯則事件の調査及び処分の規定は、脱税事件を検察官に告発して刑事訴追することを目的としており強制調査の根拠法として定められている。

任意の税務調査と強制である犯則調査を同一の法律に規定することは、国民に大きな誤解を招くおそれがある。国税通則法は、納税者の権利利益を保障するものであるべきで、課税庁の権限を強めるものであってはならない。

従って、犯則事件の調査及び処分の規定は、国税通則法とは別の法律とすることを要望する。

以上